

2025年8月通常会議 議案討論

林 まり

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、
議案第122号 大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第127号 大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第122号についてです。

本条例案は、2026年度から本格実施される予定の「こども誰でも通園制度」に向けて、同制度を実施しようとする事業者の認可基準を定めようとするものです。

こども家庭庁の手引きによりますと、「こども誰でも通園制度」は、孤立した育児の中で、子育て世帯の多くが不安や悩みを抱え、支援を求めている状況があることから、保育園等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備することをめざすとしています。子どもにとって家庭以外の人やものに関わりを広げ、成長発達を促すこと、子育ての孤立感や不安感などの解消や、育児の負担感の解消などに向けた子育て支援の必要性は実感するところです。

しかし現状のこども誰でも通園制度では、既存の保育施設が取り組む場合には、通常の保育に加えて新しい事業を実施することになり、今でさえ深刻な保育士不足によって、長時間・過密労働のうえに、在園時間や利用頻度が違う乳幼児が出入りを繰り返すことになる現場は、職員体制や施設内での情報共有、在園児に支障のない運営ができるのかなどの不安が大きいのではないかと考えます。

対象が0歳から2歳で、毎日来るこどもではないこともあり、その時期の子どもの発達の特性や見識を有したうえで、十分な保育経験を持つ保育士が必要であることや、利用時間はこどもの育ちに合わせて、柔軟に選択できるようにすること、預かり保育との棲み分けの問題もあります。

さらに、初めて施設を利用する際は事前面談が呼びかけられていますが、事前面談にかかる費用は市町村から給付として保障されず、子育ての相談に応じる場合にも同様で、事前面談はオンラインでも可能だと聞き及びます。こどもの安全を守るためにも保護者と事業者が直接会い事前面談することが必要です。

また対象施設について、モデル事業を経て保育事業の経験のない営利企業でも、施設の基準を満たしていれば参入が可能であることは、こどもの命に関わる重要なことであり、可能な限り営利企業の参入を認めないなどの厳格な確認をすべきです。

このように課題が山積していることから、政府が示している「すべてのこどもの育ちを応援する」制度を真に生かすためには、自治体独自でも安心して預けられる制度へ

改善し、国に対しては、本格実施までに、公定価格の改善も含めた充実した制度とするよう強く要望すべきです。

しかも本市においては、待機児童が未だ132名も存在し、速やかな解消が優先されるべきと考えることから、本条例案には反対します。

次に、議案第127号についてです。

本条例案では、今回4点の改定が行われます。1点目は、児童クラブの通所登録の際、現在、生活保護・非課税世帯を除いて1万円の保護者が負担している登録料について廃止するものです。児童クラブでの事故等に備えて加入する傷害保険の保険料や、夏休み期間中における事業費の一部に充当していたものを、傷害保険料は実費として保護者から徴収するとのことです。

2点目は、夏休み期間中は、午前8時から保育を行うなど、通常の放課後と比べ保育時間が長く、熱中症対策経費もかかることから、通年で保育を受ける児童の7月から8月の保育料は、10,000 円から 12,000 円に、小学校の夏季休業中の短時間の保育料については、14,000 円から 18,000 円に改めるものです。

3点目は、冬休み・春休み期間中の短時間保育を創設し、保育料の額を1日 500 円とし、現在も実施しているところですが、これまで条文記載がなかったことから、規定を明文化するものです。

4点目は、間食等の提供にかかる経費について、現在は、全ての保護者から同額を徴収していますが、負担が困難な方もおられることから、応能負担の考え方に基づき、生活保護世帯・非課税世帯等を対象に、新たに減免規定を整備するものです。

近年めまぐるしく社会情勢が変化している下で、20年間保育料等の見直しがされてこなかったことなどは認めますし、長年、廃止を求めてきた登録料について廃止されることは歓迎するものです。しかし、物価やエネルギー高騰などもあり、一定の負担増はやむを得ないこととはいえ、子育て世帯も経済的な困難は広がっており、来年4月以降の情勢の好転や、物価上昇に見合った給与の大幅引き上げなどが展望できない状況下にあっては、保護者の負担増は行うべきではないと考えることから、本条例案に反対するものです。